

一時金削減は「勧告どおり」としながら
 独自賃下げは勧告を無視する「二枚舌」

一時金8万4000円を凍結し、独自賃下げまで継続

県は、独自賃下げの継続提案を撤回せよ

5月26日地公労交渉



独自賃下げの継続は、県議会の決議さえ踏みにじるもの

「一時金の凍結」は、県人事委員会が、国と同様「夏季一時金0.2月分（平均八万三千八百九十一円）を暫定的な措置として凍結する」とする勧告を、そのまま実施するというもの。交渉では、従来からの賃金決定ルールを無視して、生活破壊を押しつける極めて不当な勧告、調査結果が十分でなく、他県も十一県で実施しないところがある、など勧告の

五月二十六日の地公労交渉で県当局は、今年の夏の一時金については勧告通り「0.2月凍結」、一方で6年にわたり続けてきた独自賃下げについては勧告を無視して「来年3月まで継続」とする不当提案を行ってきました。これに対し地公労は、「一方で勧告尊重、その一方で勧告無視ではまったく筋が通らない。二枚舌提案はとうてい認められない」、として怒りを込めて糾弾、独自賃下げについて、「撤回」を強く要求しました。

問題点を指摘、撤回を強く要求しました。しかし、総務課長は、「勧告は、あくまで『凍結』。秋には改めて民間結果が示される暫定的なもの。理解願いたい」、として二十九日開催の臨時議会に提案する、とする姿勢を変えませんでした。しかし、千葉県においては、県独自賃金削減が〇三年八月以降今日まで継続しており、その実損は平均で約五十三万円にも及びます。また、県議会でも「早期解消を求める附帯決議」が採択されています。地公労は、勧告にはない独自賃下げを押しつけながら、夏季一時金の「凍結」については「勧告だから」はとうてい認められないと主張。少なくとも独自賃下げについては、「直ちに中止」するよう要求しました。しかし、総務課長は、「景気の悪化、財政状況の逼迫、退職金の負担増などとてもやめられる状況にない。来年三月まで延長したい」、と

して逆提案。そのため交渉会場は、騒然とした状況となり、交渉は決裂、今後の継続交渉課題となりました。一方、交渉で総務課長は勤務時間について、「八時間から七時間四十五分への短縮を実施したい」とする提案を行いました。これは、昨年の県人事委員会勧告でふれられ、地公労との交渉の中で、「他県に遅れないよう実施する」としてきた内容で、これにより現在十七時三十分までの勤務時間の場合、十七時十五分までとなり、勤務時間が短縮されます。

千葉県職

2009年5月27日(水) 号外

時短十五分は九月実施を提案